# 窒素酸化物に係る適用施設設置(使用、変更)計画書

年 月 日

様

提出者

(削除)

千葉県窒素酸化物対策指導要綱第6条第1項(第6条第2項、第7条、第8条)の規定により、適用施設について、次のとおり提出します。

7			
工場又は事業場 の 名 称		※整理番号	
工場又は事業場 の 所 在 地		<b>※</b> 受付年月日	
適用施設のうち 異同のある施設 (施設番号)	( )	※ 工場又は 事業場番号	
窒素酸化物に係 る適用施設別原 料・燃料使用量 及び窒素酸化物 排出量等 (総括表)	別紙1のとおり。	※ 審査結果	

#### (連絡先)

- 備考 1 適用施設(施設番号)の欄は、本計画に該当する施設について施設の種類及び(市)の施設番号(既設のみ)を記入する。
  - 2 ※印欄は記載しないこと。

# 窒素酸化物に係る適用施設設置(使用、変更)計画書

年 月 日

様

提出者
印

千葉県窒素酸化物対策指導要綱第6条第1項(第6条第2項、第7条、第8条)の規定により、適用施設について、次のとおり提出します。

工場又は事業場 の 名 称		※整理番号	
工場又は事業場 の 所 在 地		※ 受付年月日	
適用施設のうち 異同のある施設 (施設番号)	( )	※ 工場又は 事業場番号	
窒素酸化物に係 る適用施設別原 料・燃料使用量 及び窒素酸化物 排出量等 (総括表)	別紙1のとおり。	※ 審査結果	

- 備考 1 適用施設(施設番号)の欄は、本計画に該当する施設について施設の種類及び(市)の施設番号(既設のみ)を記入する。
  - 2 ※印欄は記載しないこと。

### 窒素酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び窒素酸化物排出量等(総括表)

施設の	段の 工場等における 県(市)の 原料・燃料		料・燃料 原料中		原料・燃料使用量		換算係数 *1 定格重油換算原料·燃料使用量		通常最大稼働				*3		
種類	施設の名称	施設番号	の種類	のN分	定格 <u>L</u> /h(kg/h)	通常最大 <u>L</u> /h(kg/h)	原料· 燃料	施設	W( <u>L</u> /h)	W i ( <u>L</u> /h)	乾きガス量 ( <u>m</u> ³/h)	NOx (ppm)	*2NOx 排出量 ( <u>m</u> ³/h)	適用期日	稼働 状況
	計 全 施設[内訳(通常 ) (予備 ) (休止 )]														
		通常稼働の													
(注) *1	<ul><li>(注) *1 重油換算量(L/h) は四捨五入して整数とする。</li><li>*2 NOx 排出量は乾きガス量×NOx (ppm)×10<sup>^</sup> (-6) により算出しり数点以下 2桁目を切り上げる。</li></ul>								*4 許容排出量		<u>m³</u> /h				

<sup>\*2</sup> NOx 排出量は乾きガス量×NOx (ppm)×10 (-6) により算出しり数点以下2桁目を切り上げる。

[備考] 1 1施設で複数の原料・燃料を用いたり、複数の使用方法がある場合は、それらのうちで典型となるものを記入する。 なお、その形態の内訳を本用紙こより別記し、添付する。

<sup>\*3</sup> 稼働状況は通常、予備、休止、廃止の別を記入する。

<sup>\*4</sup> 許容排出量は小数点以下2桁目を切り上げる。

<sup>2</sup> 廃止施設は=線で削除する。(適用期日は記入)

<sup>3</sup> 乾きガス量、NOx排出量及び許容排出量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(標準状態)における量に換算したものとする。

### 窒素酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び窒素酸化物排出量等(総括表)

施設の 工場等における		県(市)の 原		原料中	原料・燃料使用量		換算係数		*1 定格重油換算原料·燃料使用量		通常最大稼働				*3
種類	施設の名称	施設番号	の種類	のN分	定格	通常最大	原料•	施設	W( <u>1</u> /h)	W i ( <u>1</u> /h)	乾きガス量	NOx	*2N0x 排出量	適用期日	稼働
7至大只	が回文・シロイバ	加以田勺	○ / 1 至大只	0211)]	$\frac{1}{2}$ /h (kg/h)	<u>l</u> /h (kg/h)	燃料	加取	" ( <u>I</u> /11/	W 1 ( <u>1</u> /11)	( <u>Nm³</u> /h)	(ppm)	( <u>Nm³</u> /h)		状況
	計		役[内訳(通常	) (予備	崩 )(休止	. )]									
	通常移動の状況														
(注) *1	<ul><li>(注) *1 重油換算量(1/h) は四捨五入して整数とする。</li><li>*2 NOx 排出量は乾きガス量×NOx (ppm) ×10 (-6) により算出しり数点以下2桁目を切り上げる。</li></ul>								*4 許容排出量		<u>Nm³</u> /h				

<sup>\*2</sup> NOx 排出量は乾きガス量×NOx (ppm)×10 (-6) により算出しり数点以下2桁目を切り上げる。

[備考] 1 1施設で複数の原料・燃料を用いたり、複数の使用方法がある場合は、それらのうちで典型となるものを記入する。 なお、その形態の内訳を本用紙こより別記し、添付する。

2 廃止施設は=線で削除する。(適用期日は記入)

<sup>\*3</sup> 稼働状況は通常、予備、休止、廃止の別を記入する。

<sup>\*4</sup> 許容排出量は小数点以下2桁目を切り上げる。

#### (改正後)

通 知 書

第 号 年 月 日

様

千葉県知事 (市長)

(削除)

年 月 日 次の計画書を受付、審査した結果、適当と認められるので通知します。

工場	又は事業場の名称						
計画	書提出の根拠	千葉県窒素酸化物対策指導要綱第6条第1項 (第6条第2項・第7条・第8条)					
計區	画書の内容	適用施設	段の設置(使用・変)	更)計画書			
	海田畑口	定格重油換算の	原料・燃料使用量	窒素酸化物			
	適用期日 	W	W i	許容排出量			
基		( <u>L/h</u> )	( <u>L/h</u> )	( <u>m³/h</u> )			
準							
等							

<u>備考</u> 窒素酸化物許容排出量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(標準状態)における量に換算したものとする。

### (改正前)

通 知 書

第 号 年 月 日

様

千葉県知事 (市長)

印

年 月 日 次の計画書を受付、審査した結果、適当と認められるので通知します。

工場	又は事業場の名称						
計画	事提出の根拠	千葉県窒素酸化物対策指導要綱第6条第1項 (第6条第2項・第7条・第8条)					
計画	画書の内容	適用施設	段の設置(使用・変)	更)計画書			
	適用期日	定格重油換算の	窒素酸化物				
	過 用 朔 口	W	W i	許容排出量			
基		( <u>l/時</u> )	( <u>Q/時</u> )	( <u>Nm³/H</u> )			
準							
等							